

附則

ここでは、本条例の施行期日や経過措置などを定めています。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に神奈川県建築基準条例(昭和35年神奈川県条例第28号)の規定によりされた許可は、この条例の相当規定によりされた許可とみなす。
- 3 施行日前にした神奈川県建築基準条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平塚市建築審査会条例の一部改正)

- 4 平塚市建築審査会条例(昭和59年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「神奈川県建築基準条例(昭和35年神奈川県条例第28号)」を「平塚市建築基準条例(平成18年条例第33号)」に改める。

(平塚市手数料条例の一部改正)

- 5 平塚市手数料条例(平成12年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表3の項を次のように改める。

3 削除

附 則(平成19年3月27日条例第5号)

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)の施行の日(当該日がこの条例の公布の日前であるときは、公布の日)から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月26日条例第29号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第68条に1項を加える改正規定 公布の日

(2) 第67条第2項の改正規定 平成20年12月1日

附 則(平成27年3月19日条例第18号)

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成29年3月16日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

第1項

本条例は平成19年(2007年)4月1日から施行します。

施行日以降に着工する建築物については、本条例の規定が適用されます。

第2項

平成19年(2007年)3月31日までに神奈川県建築基準条例の規定によりされた許可は、この条例の相当規定によりされた許可とみなします。

第3項

平成19年(2007年)3月31日までに神奈川県建築基準条例の規定に違反している場合は、神奈川県建築基準条例の罰則が適用されます。

第4項

本条例の施行に併せて平塚市建築審査会条例の一部を改正しています。

第5項

本条例の施行に併せて平塚市手数料条例の一部を改正しています。